

[別紙]

様式1

事業報告書

自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 あそう眼科
- ① 財団 社団(出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特別医療法人 出資額限度法人
- その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- 注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市宝町5番5号
- 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

- (3) 設立認可年月日 平成22年9月15日

- (4) 設立登記年月日 平成22年9月29日

2 事業の概要

- (1) 本来業務(開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
診療所	あそう眼科	4290167104	長崎県長崎市宝町 5番5号	

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務(医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務) 該当なし

(3) 収益業務(社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務) 該当なし

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年10月23日 令和5年度の決算の決定

令和7年8月25日 令和7年度の事業計画及び収支予算の決定

” 令和7年度の借入金額の最高限度額の決定

法人名 医療法人 あそう眼科

※医療法人整理番号 一人0702

所在地 長崎県長崎市宝町5番5号

HACビル1F

貸借対照表

(令和7年8月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	209,999	I 流動負債	11,069
II 固定資産	131,922	II 固定負債	89,826
1 有形固定資産	77,987	負債合計	100,895
2 無形固定資産	10	純資産の部	
3 その他の資産	53,925	科目	金額
		I 基金	0
		II 積立金	241,027
		(うち代替基金)	(23,528)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	241,027
資産合計	341,922	負債・純資産合計	341,922

法人名 医療法人 あそう眼科

※医療法人整理番号 一人0702

所在地 長崎県長崎市宝町5番5号

HACビル1F

損益計算書

(自 令和6年9月1日 至 令和7年8月31日)

(単位:千円)

科目	金額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	312,392
2 事業費用	298,356
本来業務事業利益	14,035
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	14,035
II 事業外収益	783
III 事業外費用	9,005
経常利益	5,814
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	5,813
法人税等	3,307
当期純利益	2,506

様式 2

法人名 医療法人 あそう眼科

※医療法人整理番号 一人0702

所在地 長崎県長崎市宝町5番5号

HACビル1F

財 産 目 録

(令和 7年 8月31日現在)

1. 資 産 額	341,922 千円
2. 負 債 額	100,895 千円
3. 純 資 産 額	241,027 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	209,999
B 固 定 資 産	131,922
C 資 産 合 計 (A + B)	341,922
D 負 債 合 計	100,895
E 純 資 産 (C - D)	241,027

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと

土 地 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (法人所有 賃借 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監事監査報告書

医療法人 あそう眼科

理事長 麻生 順子 殿

私は、医療法人あそう眼科の令和6会計年度（令和6年9月1日から令和7年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和7年10月16日

医療法人 あそう眼科

監事 麻生 暢 哉

